

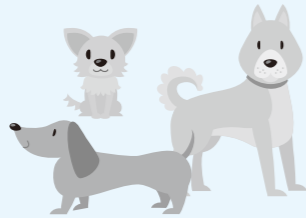
狂犬病予防注射および犬の登録のお知らせ

4月5日(水)～7日(金)

狂犬病予防集団注射および犬の登録を右記日時で実施しますので最寄りの会場で接種をしてください。
登録済みの方には、はがきを送付していますので、裏面の問診票にご記入のうえお持ちください。
なお、飼い主の転出・死亡などの場合、はがきが送付されませんので環境課にて飼い主名の変更届をお願いします。

狂犬病予防接種 3,150円
登録手数料 3,000円

※新たに飼いはじめた犬は登録が必要になります。
当日都合の悪い場合や、かかりつけの動物病院がある場合は動物病院で接種をしてください。
なお、狂犬病予防接種をした場合、ごくまれに重篤な副作用が出る場合があります。副作用の詳細は動物病院にお尋ねください。
その他ご不明な点については環境課にお問い合わせください。



問い合わせ 環境課 管理係 ☎934-2226

平成29年度 狂犬病予防集団注射日程表

4月5日(水)	
明治町区公民館	9:30～ 9:50
原田下区公民館	10:05～10:25
新成区公民館	10:40～11:00
四王寺坂二区公民館	11:15～11:45
光正寺古墳公園駐車場	13:10～13:30
炭焼二区公民館	13:45～14:05
宇美町役場裏	14:20～14:50

4月6日(木)	
障子岳区公民館	9:30～10:20
とびたけ一区公民館	10:35～11:15
三原区公民館	11:30～11:50
黒穂区公民館	13:10～13:30
桜原区公民館	13:45～14:05
早見区公民館	14:20～14:40

4月7日(金)	
ひばりが丘三区公民館	9:20～ 9:45
ひばりが丘北公園	10:00～10:50
井野区公民館	11:05～11:20
宇美町歴史資料館前	11:35～11:50
平成区公民館	13:10～13:25
宇美町役場裏	13:40～14:20

「宇美町指定ごみ袋」に有料広告を掲載しませんか!

お店や事業所の紹介にご活用ください!

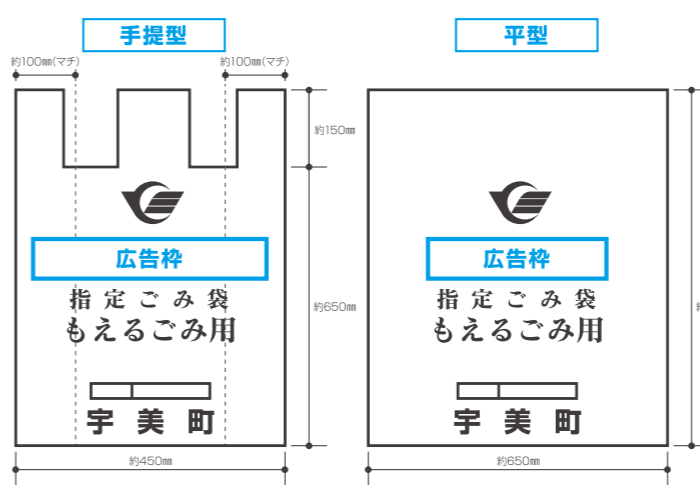
町では、町の財源を確保するとともに、事業者の広報活動による地域経済の活性化を図るため、宇美町指定ごみ袋に掲載する有料広告を募集します。

【募集内容】

指定ごみ袋			広告欄			掲載料(税込)
種類	作成予定枚数	販売期間	枚数	規格	文字色	
家庭用もえるごみ大袋	1,026,000枚 (手提型606,000枚 平型420,000枚)	平成29年8月から 売り切れるまで (約1年間)	1枚	縦 80mm 横 350mm	指定ごみ袋 文字と同色(黒色)	20万円

※掲載できる広告については、「宇美町の印刷物等に掲載する有料広告の取扱いに関する要綱」をご確認ください。
※応募者多数の場合は「宇美町指定ごみ袋有料広告掲載要領」の優先順位によって決定します。

【掲載イメージ】



【応募方法】

広告掲載申請書に必要事項を記入し、広告の原稿を添えて、環境課に提出してください。
申請書は、町ホームページからダウンロードできます。

【受付期間】

3月13日(月)～4月14日(金)

【掲載の決定】

提出された申請書を審査し、掲載の可否を決定した後、申請者に通知します。

【掲載料の納付】

掲載決定後、指定期日までに一括で納付していただきます。

問い合わせ 環境課 環境衛生係 ☎934-2226

～事業所を営む方へ～ 騒音・振動規制法に基づく届出はお済みですか?

「特定施設」を設置する場合には、騒音規制法および福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(騒音)や、振動規制法に基づき、設置工事開始の日の**30日前までに**市町村への届出が必要です。

「特定建設作業」を実施する際も、特定施設の設置と同様に、騒音規制法および振動規制法に基づき、作業開始の日の**7日前までに**市町村への届出が必要となります。

また、特定施設設置の届出を行った代表者の氏名、工場・事業場の名称、所在地などに変更があった場合にも、それぞれ事前に変更の届出をしてください。

届出に必要な様式や、「特定施設」、「特定建設作業」の種類に関しては、町ホームページにてダウンロード(PDF・Word形式)することができます。

(<http://www.town.umi.lg.jp/>)

詳しくは、環境課 環境衛生係までお問い合わせください。



問い合わせ 環境課 環境衛生係 ☎934-2226

宇美町エコトーク

第9回

今年の3月11日で東日本大震災から、はや6年が経ちました。それまでも、各自治体においては、CO2削減策の一つとして、消費電力量の削減に取り組んできましたが、この震災で原発事故が起きたことは、消費電力量を大幅に削減することの一大転機となりました。

具体的には、震災による原発事故に伴う電力供給低下により電力危機が発生し、東北・関東地区では大規模停電につながる恐れがあったため、時間帯により地域を区切って順々に停電させる計画停電を行いました。また、契約電力500kw以上の大口企業に対して、法的に拘束力のある電力使用制限を行ったことが、企業にとつてはさまざまな節電施策を実施するきっかけとなりました。そういった取り組みにより、大手企業の中には電力を3割も削減できた企業があったそうです。

最近では、震災がもたらした電力供給の危機があったことが少し薄らいできた感じもありますが、室内温度の設定見直しを始めとする節電意識の改革に、国が考えた法的拘束力が大きな影響をもたらしたと言えると思います。自分たちの意識改革で実行できたのではないかと、思うと制度で変えられたことは少し寂しいと思うのですが…。

問い合わせ

文責 地球温暖化防止活動推進員 竹吉 栄隆
環境課 環境衛生係 ☎934-2226